

令和5年度自殺予防ゲートキーパー養成講座開催支援ツール 作成等業務企画提案競技実施要領

1 業務の目的

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援機関につなげるゲートキーパーの役割を担う人材を養成し、「ひなたのキズナ”声かけ”運動」の更なる展開を図るため、市町村職員や自殺予防に関する関係団体等がゲートキーパー養成講座を行う際に活用できるスライドや講師用の資料を作成し、作成資料の活用を促す。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度自殺予防ゲートキーパー養成講座開催支援ツール作成等業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和6年3月22日まで
- (3) 業務内容 「令和5年度自殺予防ゲートキーパー養成講座開催支援ツール作成等業務」業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額 1,203,950円（消費税及び地方消費税額109,450円を含む）を上限とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。（プロポーザル方式）

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者

(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール（予定）

(1) 実施公告	令和5年11月13日（月）
(2) 事前説明会申込締切	令和5年11月22日（水）午後5時
(3) 事前説明会	令和5年11月24日（金）
(4) 企画提案競技参加申込締切	令和5年11月29日（水）午後5時
(5) 質問締切	令和5年12月1日（金）午後5時
(6) 企画書等提出期限	令和5年12月12日（火）午後5時
(7) 審査結果通知	令和5年12月14日（木）頃

7 事前説明会

(1) 日 時 令和5年11月24日（金）午後1時30分から

(2) 場 所 宮崎県庁 防災庁舎2階 プレスルーム・大

(3) 事前説明会及び企画提案競技参加の意思表示

① 説明会においては、本県の自殺の現状と課題やゲートキーパー養成の基礎知識等について説明を行うので、企画提案競技参加希望者は、可能な限り説明会に参加すること。

② 説明会に参加する者は、令和5年11月22日（水）午後5時までに参加申込書（別紙様式1）を電子メールで提出すること。

③ また、企画提案競技に参加する者は、令和5年11月29日（水）午後5時までに参加申込書（別紙様式2）を電子メールで提出すること。

※②及び③について、行き違いを防ぐため、送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

8 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票（別紙様式3）を令和5年12月1日（金）午後5時までに下記17「問合せ先」宛に電子メール提出すること。行き違いを防ぐため、電子メール送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

① 企画提案書（別紙様式4）

② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。

宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

③ 誓約書（別紙様式5）

④ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

(2) 提出先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 中川、野口

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326

(3) 提出期限 令和5年12月12日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合にあっては、提出期限までに提出先に到達したことが確認できる等、追跡が可能な形態で送付すること。

10 審査項目等

審査項目及び審査内容、配点等については別表のとおり。

11 決定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングを実施する場合がある。

12 決定通知

令和5年12月14日頃に決定し、文書で通知する。

13 契約について

(1) 最優秀提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 委託料は精算払いとする。

1.4 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

1.5 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

1.6 その他

- (1) 著作権について
業務委託に係る成果品等は検査合格後、一切は宮崎県に帰属することとし、著作権を主張あるいは行使しないこと。
- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。

1.7 問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 中川、野口

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326

E-mail：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

(審査基準)

審査項目		審査内容	配点	
1	運営体制等	① 業務実施可能な十分な人員と体制が確保できているか。	10	5
		② 計画的な業務スケジュールとなっているか。		5
2	企画内容	③ ゲートキーパーの役割や講座の趣旨・目的を十分理解しているか。	70	5
		④ 受講者の理解度を深める効果的な資料の工夫がみられるか。受講者にゲートキーパーの役割やとるべき行動がしっかり伝わる資料構成となっているか。		20
		⑤ 監修専門家はしっかり想定されているか。		20
		⑥ 講師として想定される者が使いやすいツールとなっているか。		10
		⑦ 提示用の資料としてデザインが優れているか。		15
3	経済性	⑧ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。	10	10
4	実績	⑨ 本業務を受託するのに相応しい同程度・同種の業務実績や熟練度があるか。	10	10
合 計			100	100